

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

母子保健事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和6年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健事業に関する事務			
②事務の概要	・母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、育児相談会等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①妊産婦の訪問指導、新生児の訪問指導、未熟児の訪問指導及び健康診査の実施 ②妊娠の届出及び低体重児の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付 ⑤母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ⑥出産・子育て応援給付金支給事業の実施に関する事務			
③システムの名称	健康管理システム、個人住民税システム、宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
母子保健台帳ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の49及び101の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2及び70の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・26、56の2、69の2、87及び121の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康づくり課保健指導係			
②所属長の役職名	健康づくり課長			
6. 他の評価実施機関				
—				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課保健指導係			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年1月29日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、育児相談会等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①妊産婦の訪問指導、新生児の訪問指導、未熟児の訪問指導及び健康診査の実施 ②妊娠の届出及び低体重児の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付	・母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、育児相談会等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①妊産婦の訪問指導、新生児の訪問指導、未熟児の訪問指導及び健康診査の実施 ②妊娠の届出及び低体重児の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付 ⑤母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事前	
令和2年1月29日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠） ・70の項（別表第二における情報提供の根拠） ・26、56の2及び87の項	・番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠） ・69の2及び70の項（別表第二における情報提供の根拠） ・26、56の2、69の2及び87の項	事前	
令和2年1月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年1月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年1月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年1月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年1月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2及び70の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・26、56の2、69の2及び87の項	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2及び70の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・26、56の2、69の2及び87の項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 健康づくり課保健指導係	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係	事後	
令和5年2月10日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、育児相談会等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①妊産婦の訪問指導、新生児の訪問指導、未熟児の訪問指導及び健康診査の実施 ②妊娠の届出及び低体重児の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付 ⑤母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	・母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、育児相談会等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①妊産婦の訪問指導、新生児の訪問指導、未熟児の訪問指導及び健康診査の実施 ②妊娠の届出及び低体重児の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付 ⑤母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ⑥出産・子育て応援給付金支給事業の実施に関する事務	事前	
令和5年2月10日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の49の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の49及び101の項	事前	
令和5年2月10日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2及び70の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・26、56の2、69の2及び87の項	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2及び70の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・26、56の2、69の2、87及び121の項	事前	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	